

2、理事会運営細則

スペリア佐屋管理組合管理規約に基づき「理事会運営細則」を次の通り定める。

(理事会の構成)

第1条 理事会は理事をもって構成する。

2、理事会の議長は、理事長が指名した役員が務める。

(召集)

第2条 理事会は、理事長が招集する。

2、理事が、2分の1以上の理事の署名を得て理事会の招集を請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

3、理事会を招集するには、会議を開く7日前までに、会議の日時、場所を示し理事に事前に通知する。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

4、会議の内容については、原則として3日前に通知する。

(理事会の会議及び議事)

第3条 理事会の会議は理事の半数以上が出席して開き、特別の定めがない場合は、議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(出席資格)

第4条 理事の資格は、管理規約で定められた理事とする。

2、理事の代理として出席した成人の同居人は出席と認める。ただし、発言及び議決は代理人を委任した理事の行為とみなす。

3、理事が委任状を提出した場合は出席要員として数える。

4、監事の発言は認められるが、議決には参加しないものとする。また、成立要員としない。

5、住民、及び第三者の傍聴を認めるが、発言は議長の許可を必要とする。

(議決事項)

第5条 理事会は、管理規約に定めるほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

1、総会から次期総会までの必要な事項。

2、理事の業務分担。

3、防火管理者の選任。

4、役員選考委員の選任。

5、その他、管理組合の運営上必要な事項。

(議事録の作成)

第6条 理事会の議事については、議長が議事録を作成する。

- 2、議事録には、議事の経過の要領及び結果を記載し、議長及び議長が指名する理事会に出席した2名以上の理事が署名捺印する。
- 3、理事長は議事録を保管し、組合員または利害関係人より書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

(業務担当)

第7条 理事長は理事会の決議により、必要な担当部署をおくことができる。

- 2、担当部署には、部長及び副部長をおくことができる。

(業務の内容)

第8条 理事会は管理規約に定めるほか必要な業務を行う。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、総会出席者の過半数で決する。

(発効)

第10条 この細則は、平成11年12月12日より発効する。

平成16年(2004)3月28日

一部変更